平成２１年（フ）第３１５６号
札幌市東区北15条東18丁目１番27号　トレジャー15Ａ305号
債務者　高橋　秀男
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１５７号
札幌市中央区大通西22丁目１番８―507号
債務者　宮越　由佳
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５６号
北海道伊達市元町70番地27　アーバンハイツ元町参番館Ｅ号
債務者　福内　貴康
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第７８号
北海道伊達市西浜町58番地４
債務者　小林　友紀
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１３５号
北海道伊達市東関内町199番地２
債務者　太細サチ子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第９４号
岩手県胆沢郡金ケ崎町六原東町50番地39セトルアズマ１階２号室
債務者　高橋　　剛
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第８６号
山形県酒田市御成町15番20号
債務者　池田　　寛
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第３６１号
群馬県藤岡市三本木63番地２
債務者　平形　雅子（旧姓山上）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３７５号
埼玉県所沢市中新井３丁目15番12号
債務者　各務美佐江
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３７６号
埼玉県所沢市中新井４丁目13番９号、前住所埼玉県所沢市中新井３丁目３番３号
債務者　各務　知子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４６０号
埼玉県坂戸市清水町36番22号、前住所茨城県牛久市南２丁目７番地13　アルファスクエア牛久201号
債務者　川畑　　元
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５１７号
埼玉県所沢市大字久米2080番地の21
債務者　桑原　由紀
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４０５号
埼玉県本庄市見福１丁目10番32―201号
債務者　倉本美智代
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３６０号
新潟県新潟市中央区女池南２丁目３番11号
債務者　中川　重政
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７２号
新潟市北区嘉山２丁目９番９号　ハイツラフィネスＢ棟102号
債務者　伊藤　綾子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９６号
新潟県東蒲原郡阿賀町小花地38番地
債務者　遠藤キヨ江
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９８号
新潟市東区石山団地10番11―106号
債務者　熊木　信義
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９９号
新潟市東区石山団地10番11―106号
債務者　熊木　静子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　新潟地方裁判所民事部